

審議事項（6） - 2

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

連結財務諸表における新株予約権及び自己新株予約権の取扱い

A案（株主資本以外の項目であることを重視する）

発行会社 \ 保有会社	親	子
親	自己新株予約権として計上	債権・債務の相殺消去
子	債権・債務の相殺消去(*1)	自己新株予約権として計上

(参考) 自己社債の一般的な会計処理

発行会社 \ 保有会社	親	子
親	自己社債として計上	債権・債務の相殺消去
子	債権・債務の相殺消去	自己社債として計上

B案（自己株式の会計処理を参考にする）

発行会社 \ 保有会社	親	子
親	自己新株予約権として計上	自己新株予約権として計上
子	債権・債務の相殺消去(*1)	債権・債務の相殺消去(*2)

(参考) 自己株式の一般的な会計処理

発行会社 \ 保有会社	親	子
親	自己株式として計上	自己株式として (親会社持分相当額)
子	資本連結(相殺消去)	資本連結(持分比率の増減)

(*1) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の設例で示す処理

(*2) 個別上は「自己新株予約権」に含める。

(参考) 今後公表予定の会計基準等との関係

- ・ 「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」で定める自己新株予約権の会計処理
- ・ 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等で定める新株予約権及び自己新株予約権の注記事項
- ・ 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」で示す設例

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。